

「広報さんじょう」有料広告枠売却に係る仕様書

1 「広報さんじょう」概要

- (1) 名 称 「広報さんじょう」
- (2) 規 格 A4判、32ページ程度、フルカラー
- (3) 発行部数 36,700部／号（予定）
- (4) 発 行 日 毎月1日号のみ1回発行
- (5) 配 布 先 市内全世帯

2 売却の対象物件

「広報さんじょう」令和8年5月1日号から令和9年4月1日号までの全12号の有料広告掲載枠。広告のサイズ及び枠数等は、「広報さんじょう」広告募集要項のとおり

3 購入者が行う業務内容

- (1) 「広報さんじょう」に掲載する有料広告の広告主募集と広告掲載に係る手続
- (2) 広告案の作成、修正等
- (3) その他市長が指示すること

4 掲載可能な広告

三条市広告掲載取扱要綱（平成19年三条市告示第222号）、三条市広告掲載の基本的な考え方及び「広報さんじょう」広告募集要項のとおり

5 広告掲載に係る手続

- (1) 購入者は、広告を掲載するときは、掲載を希望する号の発行日のおおよそ50日前までに、有料広告掲載申込書に、掲載する全ての広告見本を添えて提出し、市の承認を受けなければならない。
- (2) 市は、提出のあった全ての広告において、三条市広告掲載の基本的な考え方及び「『広報さんじょう』広告募集要項」に基づく審査を行う。
- (3) 購入者は、広告案が承認されたときには、承認された広告案の完全原稿の電子データを、掲載を希望する号の作成校了日の2週間前までに、政策推進課広報広聴係に提出すること。

6 入稿の方法

「広報さんじょう」広告募集要項のとおり

7 契約金の納入

購入者は、契約金について、令和8年4月に市が発行する納入通知書又は郵便振替書により納入しなければならない。なお、納入期間は、納入通知書又は郵便振替書の発行日から10日以内とする。

8 その他

- (1) 緊急の編集、打合せ等が必要なときには迅速に対応すること。
- (2) 掲載された広告に対する苦情は、当購入者の責任で対応すること。
- (3) 市は、全ての広告について、掲載の可否権を有し、審査により掲載不可となつた広告については理由を明示する。
- (4) 当購入者の都合により、広告が既定の枠数に満たず、そのため市がそのスペースを使用した場合でも、契約金額の減額は行わない。
- (5) 契約期間の途中で、売却の対象物件の発行回数等の変更があるときは、契約金額も含めた協議を行う。
- (6) 上記以外の事項については、別途協議により定める。